

公社債投信自動けいぞく投資約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）とむさし証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の、大和証券投資信託委託株式会社の発行する公社債投信受益権（以下「公社債投信」といいます。）の自動けいぞく投資に関する取決めです。

当社は、この約款に従って公社債投信の自動けいぞく投資契約を申込者と締結いたします。

(申込方法)

第2条

(1) 申込者は、所定の申込書に必要事項を記載のうえ、印鑑照合制度による登録印鑑と同一の印鑑を押捺し、これを当社の本店・支店及び営業所（以下「取扱店」といいます。）に提出することによって自動けいぞく投資契約を申込むものとしたします。

ただし、既に他の累投コースにおいて上記方法により申込みが行われ契約が締結されているときは、第一回目の払込みをもって自動けいぞく投資契約の申込みが行われたものとしたします。

(2) 自動けいぞく投資契約が締結されたとき、当社は直ちに申込者の公社債投信自動けいぞく投資口座（以下「口座」といいます。）を設けます。

(金銭の払込)

第3条

(1) 申込者は、公社債投信の取得にあてるため、1回の払込みにつき3,000円以上の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。

(2) 前項の規定にかかわらず、申込者が他の累積投資契約に基づく返還金又は当社に寄託している有価証券の果実若しくは償還金で公社債投信を買付ける場合は、3,000円に満たない金銭を払込むことができます。

(取得時期・価額)

第4条

(1) 当社は、3の払込金を支払日に申込者に代わって、遅滞なく公社債投信の取得を行います。ただし、申込者は何時でもその買付の中止を申出ることができます。

(2) 前項の取得価額は、取得日の募集価額といたします。

(3) 取得された公社債投信の所有権並びにその分配金又は元本に対する請求権は、当該取得のあった日から申込者に帰属するものとしたします。

(振替決済)

第5条 この契約により買付けられたファンドは全て、別に定める投資信託受益権振替決済口座管理約款に基づき、口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において管理いたします。

(分配金の再投資)

第6条 第5条の振替決済に係る公社債投信の分配金は、申込者に代わって当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰入れ、その全額をもって公社債投信を取得します。

(返還)

第7条

(1) 当社は、自動けいぞく投資契約に基づく公社債投信又は預り金について、申込者からその返還を請求されたときに返還いたします。ただし、この場合所定の手数料を申受けます。なお、1万口未満の公社債投信については、これを換金し、その金銭の引渡しをもって返還にかえるものといたします。

(2) 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は登録印の押捺された所定の受領書と引換えに、取扱店にて申込者に返還いたします。

(解約)

第8条

(1) 自動けいぞく投資契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。

① 申込者から解約の申出があったとき。

② 当社が、公社債投信の累積投資業務を行うことができなくなったとき。

③ 公社債投信が償還されたとき。

(2) 当社は、引続き1ヶ年をこえて払込金のない自動けいぞく投資契約については、解約させていただくことがあります。

(3) 自動けいぞく投資契約が解約されたとき、当社は遅滞なく保管中の公社債投信を7に準じて取扱店において申込者に返還いたします。

(申込事項等の変更)

第9条

(1) 改名、転居及び登録印の変更など申込記載事項に変更があったときは、申込者は所定の手続きによって遅滞なく当社に届出いただきます。

(2) 前項のお届出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

(その他)

第 10 条

(1) 当社は、自動けいぞく投資契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いたしません。

(2) 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。

① 登録印の捺印された所定の領収書と引換えに、自動けいぞく投資契約に基づく公社債投信又は分配金を返還した場合。

② 印影が登録印と相違するために、自動けいぞく投資契約に基づく公社債投信又は分配金を返還しなかった場合。

③ 天災地変その他不可抗力により、自動けいぞく投資契約に基づく公社債投信の取得若しくは公社債投信又は分配金の返還が遅延した場合。

(3) この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

附 則

この約款は、2019 年 6 月 15 日より適用させていただきます。

以 上